

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いつながりながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、**実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

## 旧

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件  
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了  
サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者  
として配置

## 改定後

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件  
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件  
【一部緩和】  
※配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可

【改定】基礎研修  
相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了  
サービス管理責任者等研修(統一)を修了(講義・演習:15h)

【新規創設】  
サービス管理責任者等実践研修(14.5h)を修了

サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者  
として配置

【新規創設】  
サービス管理責任者等更新研修(13h)  
※5年の間毎に1度修了

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設(予定)】  
専門コース別研修

# サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。  
障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）  
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

## 【1】実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）

- ① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

## 【2】研修修了要件

- 1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
  - 2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
- ❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

### ❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。